

会議の名称	平成26年度第3回個人情報保護運営審議会		
開催日時	平成26年9月3日(月)午後6時30分～7時45分		
開催場所	東村山市役所 北庁舎2階 第4会議室		
出席者 及び欠席者	<p>●出席者： (委員) 田村初恵会長職務代理・嶋田節男委員・杉本みさ子委員・羽生田孝雄委員・水越久吉委員・水戸部瑞江委員 (市事務局) 當間総務部長・清遠総務部次長・瀬川総務課長・湯浅情報公関係長・須藤情報公関係主事</p> <p>●欠席者：臼井雅子会長</p>		
傍聴の可否	傍聴不可	傍聴不可の場合その理由	会議の中で、東村山市情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や、市の情報セキュリティ対策の詳細情報など)が含まれる事項を審議するため
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総務部長挨拶</li> <li>2. 会長職務代理へ諮問書授受</li> <li>3. 諮問審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問第7号「老人クラブ補助対象会員名簿の住民基本台帳との照合業務(住民基本台帳情報の目的外利用)」(高齢介護課)</li> <li>・諮問第8号「東村山市防災行政無線メール配信業務委託」(防災安全課)</li> </ul> </li> </ol>		
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公関係 担当者名 湯浅・須藤 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227		
会 議 経 過			
<p>(1) 総務部長挨拶          こんばんは。本日はお忙しいなか、個人情報保護運営審議会にご出席いただきありがとうございます。本日は前回の8月4日に引続いて1ヵ月と短い間隔での開催となり、皆様にはご負担をおかけすることになります。個人情報保護という重要な案件でございますのでよろしくご理解をお願いします。本日は2件の案件が予定されております。ご審議の程よろしくお願いたします。はなはだ簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。</p> <p>(2) 諮問書授受          総務部長から田村会長職務代理へ諮問書を手渡す。</p> <p>(3) 諮問審議</p> <p>○ 諮問第7号「老人クラブ補助対象会員名簿の住民基本台帳との照合業務(住民基本台帳情報の目的外利用)」について、諮問どおり行うことを「可」とする。</p> <p>※委員意見及び高齢介護課の回答          ● 今回の「住民基本台帳と老人クラブ会員名簿の照合」のように、市役所にある</p>			

データと何かを照合するという作業は他の事業でもあると思う。1件1件パソコン画面を見て照合していくというのがどうも人海戦術のような印象があり、効率が悪いと思う。照合作業に人間が介在すればするほど、情報漏洩や照合間違いといった問題が起こる。こういった照合作業は市役所全体で結構あるのではないかと思うし、本事業が来年再来年もあると考えると、市が持っているデータと何か別のデータを自動的に照合するアプリケーションソフトを使うと効率的ではないか。どのデータを照合するかをあらかじめパラメータ設定しておけば自動的に照合がかかり、合致しなかったものはこれですよと出る。合致しなかったもののみ職員が再度照合するようにすれば時間も早いし正確にできる。

→ 照合作業は正確かつ安全でなければならないので、本来であればシステムを改修して、なるべく人の手が入らない形で照合するのがよい。しかしそのためにはシステム改修費用がかかるので、費用対効果を考えて選択する必要がある。本件は照合件数がそれほど多くないので、改修費用をかけるより人海戦術で照合していく。一方、照合件数が膨大な場合は、システムを改修してコンピュータで自動的に照合する方がよい場合もあると考える。

● 諮問書1ページ【2 目的外利用する個人情報の種類】の文中に「会員をおおむね60歳以上としている」と記載されているが、おおむねということであれば取り扱う個人情報に生年月日の「月日」まで必要なのか。生年だけあれば、今年中に60歳を迎える方とそれ未満の方を判別できるが。

→ 「東村山市老人クラブ運営費の補助に関する規則」のなかで、補助対象の老人クラブを「おおむね60歳以上の者で構成されていること」としている。厳密に60歳以上と規定すると59歳の方が加入できなくなり、クラブの円滑な活動に支障をきたしてしまう、活動の広がりを阻害してしまう等の可能性を考慮して、「おおむね」という文言をつけた。

今回照合する個人情報を「生年月日」としているのは、老人クラブから会員異動届で出される新規加入者・退会者の「氏名、生年月日、住所」に書き間違いがかなりあり、個人の特が難しいケースがあるからである。例えば、住所の枝番だけが住民基本台帳と違っている場合に、生年月日と氏名が合っていれば原則同じ人物であると判断している。生年だけだと同一人物と判断するのに不安があり、照合に万全を期すため「生年月日」まで記載していただく形としている。ご指摘があったので、「生年」のみで照合に問題ないか内部で検討させていただきたい。

● 子どもと高齢者の個人情報は営業目的などで欲しい人は多いと思う。諮問書2ページ【4 コンピューター・記録媒体・外部接続の有無】(4)に「各クラブから(市に)提出された名簿と異動届は5年間保存する」とあるが、市では老人クラブごとにファイリングして5年経過すると焼却という形で処理するのか。

→ 老人クラブごとにファイリングし、市の書庫に5年間保管する。保存年限が過ぎたものは職員が秋水園に運び、焼却処理をする。

● 諮問書2ページ【4 コンピューター・記録媒体・外部接続の有無】(4)に「会員名簿(エクセルデータ)は補助金の支出根拠とするために5年間保存する」とあるが、何の媒体に保存するのか。

→ エクセルデータは市役所内部の全庁ファイルサーバー(Wドライブ)に格納する。ただし、保存の際にはパスワードをかける等、担当者以外の人間が容易に閲覧できないようにする予定である。

● 諮問書2ページ【4 コンピューター・記録媒体・外部接続の有無】(3)で、LANケーブルには黄と緑があると記載されているが、緑は何に使用するのか。

→ 緑は、市役所内部のサーバーを通じてインターネットに接続するためのケーブル

ルである。黄を使用している限りインターネットには接続できない。

- 照合作業中に誤って緑を接続してしまう危険性はあるのか。
- 照合作業に必要な e-ADWORLD 2（住民基本台帳閲覧システム）は、黄の LAN ケーブルを挿していないと起動しない。e-ADWORLD 2 画面を見ながらの照合作業中に緑を挿してインターネットに接続してしまう危険性はない。
- 補助対象会員異動届は各老人クラブから市に文書で提出されるものだと思うが、老人クラブには補助対象会員異動届の控えが残るのか。
- 9月12日に老人クラブ会長会が開催されるので、その際に補助対象会員異動届の記載方法について各会長に説明する。老人クラブ側にこの控えを残すのは原則やめていただきたいと要望する予定である。
- そういうことであれば、諮問書 23 ページの「補助対象者異動届記載手順」に「個人情報書類のため、異動届の控えを残すことはおやめください」といった文言を追記した方がよい。
- 承知した。
- 諮問書 22 ページの最上部に「新規助成対象者」とあるが、「新規補助対象者」の誤りでは。
- 誤りなので訂正する。
- 諮問書 21 ページの「新規補助対象者」の欄に記入するとき、高齢者なので住所等の書き間違いがあるかと思うが、住所・名前・印鑑をお一人お一人からもらうので、本人の意思を確認できて理にかなっていると思う。しかし一覧表でこのように連番にした記入方法には疑問を感じる。
- 本諮問に先立ち老人クラブ会長会・役員会に対して、どのような形で会員から同意をとるのがよいのか議論してもらった。市としては、新規補助対象者 1 人につき 1 枚の用紙にした補助対象会員異動届を考えていたが、各老人クラブ会長から管理の困難性が挙げられた。そして、1 枚にまとめてほしいと老人クラブ側から要望されたので、このような様式にした。
- 老人クラブから提出される補助対象会員異動届のなかで、非対象者の届出が漏れているケースが考えられるが、その場合には住民基本台帳と照合して確認をしてもらいたい。たとえば市外に引越しされた方がいた場合に、住民基本台帳上では入力されているかと思うが、非対象者の届出が漏れている場合の対応はどうするか考えているのか。
- 非対象者の届出が漏れていても、前年度の補助対象会員名簿を住民基本台帳と照合するので死亡・転出・転居は確認できる。これらの方については補助金の算定外とする。そして「申請をいただいた人数から何人減ります」と老人クラブに通知する。その際に当然老人クラブ側から、誰がどの理由で補助対象外になったのか情報をもらいたいとの要望があるかと思うが、補助対象外となった各人の理由を市から開示することは控える。ただし「名簿に載っているこの方が対象外となったので、ご本人やご家族に確認して名簿を正しく直してください」ということまでは伝える。
- 非対象者に対して「非対象者になりました」と市から連絡することはないのか。
- そのような連絡はしない。
- 補助対象会員異動届はあくまで異動があったことを届出だけの書類であり、これを市に出せば記載した人数分全部補助金が認められるわけではないということを、きちんと老人クラブ側に理解してもらう必要がある。異動届を提出したあと、市がどう審査して結果によりどう補助金が変わるのか、しっかりと説明するようにお願いしたい。

→ 承知した。

- 補助対象会員異動届だが、会長は異動届が一人一枚ずつだと枚数がたくさんになってしまい保管が煩雑になることを懸念していると思うが、住所・氏名・生年月日は個人情報のなかでも個人を特定する上で重要な項目だと思う。もちろん、ご近所の方々の集まりなので既にお互いの住所等を知っているかもしれないが、ご近所付き合いだからといって個人情報を知られるのは抵抗があるという方もいる。市としては、老人クラブの会員の間であっても、もうすでに知っているかもしれないけれども、異動届に書いた情報が他の会員に漏れないように努めるべきだと思う。ひとつの老人クラブで一年に何十人と新規会員が増えるわけではないので、出来れば異動届は一人一枚で個別に同意をいただく方がよいと感じる。

また、例えば老人クラブに加入している方が1ヵ月間入院される、施設に短期入所するという場合に、元気になったらまたクラブに顔を出すつもりだが入院や入所していたことは知られたくないと周りに内緒にしていることが結構ある。そのときに、入院等の期間と会長が加入者宅をまわって異動届に記載してもらう期間がたまたま一緒だと、内緒にしておきたかったその方の現在の状況が知られてしまう可能性がある。高齢者同士の付き合いでも人間関係がシビアなところがあると思うので、たまたま事情を知った会長からうっかり他の会員に情報が伝わってしまうようなことがないように、改めて市から注意を促すなど丁寧な配慮をしていただきたい。

→ 補助対象会員異動届については、老人クラブの意向がありこの様式にしている。しかし、ここで一人一枚の形がよいのではとのご指摘をいただいたので、再度老人クラブと協議する。現在の異動届の方がよいとの意見が強いかもしれないが、市としては個人情報保護の重要性を説明しながら理解を求めていきたい。ただ、今年は老人クラブの意向もあるので様式を変更せずに実施したい。会員の個人情報が漏れないように、記入が済んだ欄には目隠しテープを貼る等の配慮を会長にきちんと要請する。一定の保護効果はあると思うので、ご理解をお願いしたい。

- 補助対象会員異動届は会長が持ち回って会員に書いてもらうのか。また目隠しテープは会長が会員が記入する毎に1回1回貼るのか。

→ その通り。少し面倒であるが、その部分については次回の会長会で要請し徹底していただく。

(事務局補足) 先ほど会員名簿のエクセルデータの保存方法についてご質問があり、高齢介護課から「全庁ファイルサーバーに保存する」と説明した。これは全庁的にどの職員も閲覧できるフォルダに置くという意味ではなく、全庁ファイルサーバーのなかに各課ごとに割り当てられたフォルダがあるのだが、その高齢介護課職員だけが閲覧できるフォルダにデータを保管するという意味である。

- 諮問第8号「東村山市防災行政無線メール配信業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

#### ※委員意見及び防災安全課の回答

- この案件をみたときに二つ感じたことがある。一つは、防災だけではなく防犯にも本事業を活用しないともったいないのではということ。諮問書1ページ【2委託内容】(1)に「市が発信する下記の防災関連情報のメール配信」とあるが、

そのなかに既に市で行っている防犯メール配信も含まれるのか。

- 主に想定しているのは防災行政無線で放送した内容を配信することだが、防犯メールの内容も配信が必要と判断すれば、市職員が専用のウェブページにアクセスして配信内容を書き込むことで発信できる。将来的に様々な情報を発信できるように仕様書の内容を業者と検討している。
- 本事業は防災・防犯だけでなく他の事業にも拡張できると思うので、ぜひ市全体として取組んでもらいたい。  
二つ目だが、個人情報保護という漏えいを防ぐという観点がまず出てくるが、登録した情報に改ざん・変更・間違いがないように正確性を保つことも大事である。本業務では配信をうけるためのメールアドレスの登録・解除を、市ではなく市民自身が行う。市民が送信したメールアドレスが(株)アルカディアが契約するデータセンター内のサーバーに自動的に保存され、「登録」になるという説明があった。こういう仕組みの場合に、登録されたメールアドレスが間違っている若しくは変更されていることが結構ある。私も市民活動で色々な市民の方からメールアドレスを預かり発信しているが、数ヶ月すると届かずにエラーで返ってくるものが割とある。この対策として、登録されているメールアドレスが正しいか、最新のものになっているかどうか、年に2回ほど登録者全員に確認メールを送信するといった踏み込んだ運用も、防災情報を届ける重要性からすると必要ではないか。本人は最新のメールアドレスを登録したつもりでいるが、メールアドレスを変更したことを忘れている場合がある。これは希望だが、エラーで届かなかった登録者に「メールアドレスが間違っていますか」等の連絡が出来ればより良いと思う。ただ、電話番号など他の連絡先を聞かないので難しいとは思いますが。
- 登録されているメールアドレスに送信しても届かなかった場合は、そのメールアドレスは自動的に消去される仕組みになっている。そのなかで出来る事というと、例えば防災の日に登録者全員にテストメールを送ることにして、「防災の日にちゃんとメールを受信できたかご自身で確認してください」というお知らせを市報やホームページに掲載して周知するくらいかと思う。一度届かなくなったメールアドレスについて、それが誰のものなのか市では把握できない。把握するには電話番号・住所・名前等の個人情報を登録してもらう必要がある。
- 防災情報発信の仕組みは、堅固性といざという時にちゃんと使えることが一番重要だと思う。データセンターが二ヶ所あるというので堅固性は安心だが、いざというときちゃんと届くのか、定期的にテストメールで市民に確認を呼びかけることも必要と感じる。
- 送信が届かない人に対し「メールアドレスが間違っています」と警告をだせるような機能をお願いしたい。
- 検討する。
- 例えば市民がスマートフォンなどからメールアドレスを登録したときに、登録完了と同時にスマートフォン画面に「東村山市では登録者全員に9月1日にテストメールをお送りします。届かない方は登録したメールアドレスが間違っている可能性がありますのでご確認ください」といった注意書きが表示される仕組みもあるとよい。そのような機能はないのか。
- 業者に確認する。
- 市民の個人情報で業者に送られるものはメールアドレスだけなのか。
- その通り。
- そうすると市民でない方も登録できるのか。
- 登録した方が東村山市民かどうかは確認できない。誰でも登録でき、登録した方には等しく情報を届ける。また、メールアドレスを登録していない方でも、

NTTドコモのエリアメールや他社の緊急速報メール（気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報などを、対象エリアにいる利用者の携帯電話に一斉配信する携帯電話会社のサービス。申し込み不要。）の機能を使って市が防災情報を発信したときは、東村山地域の携帯電話基地局の範囲内にいれば、市からのメールが届く体制となっている。本事業で想定している登録件数は6,000件で、それ以上増えると毎月の使用料が変わる。防犯メールが約2,000件の登録なので、余裕をみて6,000件とした。

- 諮問書1ページ【1 委託理由】の「個人情報、(株)アルカディアが契約するデータセンター内にある、(株)アルカディアが管理するサーバーに置かれることとなる」という文言をみると、データセンターは別会社になるのか。
  - その通り。
- 別会社が関西と北海道にデータセンターを持っているということか。
  - 関西電力系の会社が運営しているデータセンターと、北海道の電力会社が運営しているデータセンターであり、関西と北海道は別々の会社である。
- 市民がメールアドレスを登録したときは、二つのデータセンターに同時に登録されるのか。
  - そこは業者に確認していないが、二ヶ所で別々に運用している意味がなくなるので、両方のデータセンターのサーバーに同じデータが送られると考えている。
- コンピューターのアイドルタイムを利用しながら二重化しているのが普通だと思う。両方に情報が登録されるのに1日ぐらいのタイムラグはあるかもしれない。両方にどのように登録されるのか、業者に確認してもらいたい。
  - 承知した。
- 二つのサーバーは、どちらかがメインサーバーでもう一方がサブサーバーという関係なのか。
  - 業者に確認して後日ご報告する。
- 発信する情報の内容だが、「震度いくつの地震が発生しました」レベルのおおまかな内容だけなのか。それとも「避難所指定していた〇〇小学校が地震で壊れて使用できなくなったので△△小学校へ行ってください」とか、「柳瀬川で水害が発生し〇〇橋が通行できなくなっています」といった具体的な細かい情報まで発信するのか。
  - 基本的には防災行政無線で放送する内容を発信する。防災行政無線では、震度5弱以上の地震が発生すると「東村山市で震度5弱の地震が発生しました。市民の皆さんは落ち着いて行動してください」という放送が自動で流れるので、同じ内容がメール配信されることになる。また、被害が出るような大きな災害が発生すれば、市の災害対策本部や避難所が立ち上がった等のさまざまな情報を防災行政無線で放送する。例えば「北山小学校が避難所として立ち上がりました」「橋が落ちたので〇〇橋が通行止めになりました」「空堀川が氾濫し大岱小学校が避難所として使用できなくなったので、第5中学校に行ってください」等の具体的な災害情報を放送するので、同じ内容をメール配信する。
- 大災害の場合は市職員も被災し、集まることができずに市の行政が停止してしまう可能性がある。防災行政無線の文章を作成する防災安全課職員が無事ではない場合もある。そういうときには、自動的にもしくは事前に協定のようなものを結んでおいて、隣接する県や自治体等に防災行政無線やメール配信の文章を作成して流してもらうことはできるのか。
  - また、視覚障害をお持ちの方は今周りがどうなっているのか目から情報を得られないので、避難が非常に難しく取り残される心配がある。メール配信だけでなく音声流れるサービスなど視覚障害の方々への情報提供もぜひ同時に行っ

ていただきたい。

- 今、委員がおっしゃった障害のある方の災害時の救援については、社会福祉協議会でやっているいろいろな訓練の中でも問題が見えている。メール配信が始まることを社会福祉協議会に伝えて、ぜひ連携して防災対策を進めてもらいたい。
- 総合震災訓練の際に聴覚障害をお持ちの方に参加いただいて、社会福祉協議会とも連携している。障害をお持ちの方々から災害時の不安等のお話を伺っているので、どのようにしたら解消できるのか検討している。社会福祉協議会とも相談して少しずつ解消できればと思う。  
また、今回はメール配信に絞っているが、システム機能のなかには電話発信とファックス送信の機能もある。市民の方に電話もしくはファックス番号を登録してもらい、防災行政無線の文言をファックス送信したり電話をかけて自動音声で読み上げてお伝えすることもできる。ただ、そのためには今想定している以上の設備投資や予算が必要になるので、様々な準備を整えばシステム機能を拡張できるが、クリアしなければならないハードルがたくさんあるので、今回はメール配信に限定した。
- 受信希望者はどのようにして募るのか。
- ホームページと市報でお知らせする。
- 社会福祉協議会や医師会等の法人・団体が登録してもよいのか。
- 登録できる。
- 防災対策を行う上では地域の協力も必要である。法人も登録可能であれば、大きい病院や医師会等に登録してもらえれば、防災情報はより伝わると思う。
- 市内の大きな病院には、防災行政無線の個別受信機をこれまでも置いてもらっていた。福祉関係機関にも最終的には受信機をお配りをさせていただこうかと思っている。メール配信については個人でも法人・団体でもメールアドレスを登録いただければ等しく送信する。
- 諮問書21ページ【10 その他】(3)に「登録者情報削除証明書を提出すること」とあるが、これは(株)アルカディアから提出されるのか。
- その通り。
- 市から(株)アルカディアに「サーバーに保存した個人情報完全に消去されたかどうかをアルカディア自身を確認するのではなく、第三者の業者に確認させて、その業者から削除完了を確認した旨の証明書を提出してもらいたい」とお願いしてみるのはいかがでしょうか。削除漏れといった不正を防止する歯止めになると思う。第三者の業者からそのような証明書が取れるのかはわからないが、リスクヘッジとして一定の効果はあると思う。
- 今お話しされていることはもうどこまで行ってもきりが無い議論になる。メール配信は市職員も登録されるので、万一メールアドレスが漏えいして本来の目的以外のメールが市民に届くようになったら、職員にも届くのですぐに気付くと思う。この間のベネッセの問題でもそうだが、一度漏洩したデータは拡散してしまい完全には回収しようがないという実態がある。また、ネット社会においてメールアドレスというのは「何かあった場合はすぐ書き換えるもの」というのが基本的な認識で、アメリカでは個人で五つ位メールアドレスを持っている人が多い。これは家族との連絡用アドレス、これはいつでも捨てていいアドレスというように使い分けている。日本はまだそういった認識が薄くて1つしか持っていない人が多いが、今回、受託者が保有する市民の情報はメールアドレスだけなので、そういう意味からすると、データ削除完了を第三者に証明してもらうことができるかと質問すると、東村山市は場違いな質問をすると思

われる可能性もある。アルカディアに対する牽制球にはなると思うが。

- 業者からよい回答が得られるかどうか分からないが、このような意見があったということで業者に確認する。
- このようなサービスにより市民に防災情報が届きやすくなると思う。災害弱者の問題については、関連する各機関と連携した対応をお願いする。

(4) 報告

前回の健康課の諮問は、いただいたご意見に対する回答がまだ完成していないので、次回に報告する。

以上

※この会議の資料（諮問書など）は、次の理由によりホームページ等での公表はしません。

**【理由】**

情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報（個人情報や市の情報セキュリティ対策の詳細情報、これから予定している委託契約の情報など）が含まれており、公開することにより情報を早く得た者が契約に有利になったり、コンピュータシステムに不正侵入されるといったおそれがあるため。